○飯南町スマート農業導入支援事業費補助金交付要綱

令和5年4月18日

告示第64号

(趣旨)

第1条　この告示は、農作業の負担軽減や労働力不足を補完し、農業を持続していくためにスマート農業機械・技術等(以下「スマート農業機械等」という。)を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条　補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内で農業を営む者のうち、町内に居住、又は所在する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)

(2)　認定新規就農者(法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。)

(3)　農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)

(4)　集落営農組織(農業者が主たる構成員となっており、集落を単位とした組織的な農業を営む法人格を有しない任意団体であって、次の要件の全てを満たすものをいう。)

ア　代表者その他の事項を定めた規約を有していること。

イ　一元的に経理を行っていること。

ウ　法人化の計画を有していること。

(補助対象経費)

第3条　補助金の交付対象となる経費は、国、又は県が実施する補助金・交付金の対象となるスマート農業機械等とする。

(補助金の額)

第4条　補助金の額は、国、又は県が実施する補助金・交付金における補助対象経費の補助残高部分の2分の1とし、上限は、国、又は県が実施する補助金・交付金の上限額と同額とする。

(補助金の交付申請)

第5条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯南町スマート農業導入支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2　交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　国又は県が実施する補助金・交付金の交付決定通知書の写し

(2)　見積書又は金額の根拠が分かるもの

(3)　その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条　町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、飯南町スマート農業導入支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第7条　前条の規定する補助金の交付を受けた者は、当該交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当することになったときは、遅滞なく飯南町スマート農業導入支援事業費補助金変更交付申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(1)　補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2　町長は、前項の規定による申請、又は報告を受けたときは、飯南町スマート農業導入支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により交付の決定を変更することができる。

3　変更交付の決定に当たっては、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第8条　補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに飯南町スマート農業導入支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2　実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　国又は県が実施する補助金・交付金の実績報告書の写し

(2)　その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、飯南町スマート農業導入支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条　町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、飯南町スマート農業導入支援事業費補助金請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1)　この告示に基づく条件に違反したとき。

(2)　虚偽の報告又は不正の行為があったとき。

(3)　国、又は県が実施する補助金・交付金の返還

(4)　前3号に掲げるもののほか、町長が不適当であると認めたとき。

(財産処分の制限)

第12条　補助対象者は、事業により導入したスマート農業機械等について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳(様式第8号)及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

飯南町スマート農業導入支援事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

飯南町長　　　　　　　様

（申請者）
住　所
法人名
氏名・代表者名

飯南町スマート農業導入支援事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

１．交付申請額　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

２．添付書類
（１）国又は県が実施する補助金・交付金の交付決定通知書の写し
（２）見積書又は金額の根拠が分かるもの
（３）その他必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

飯南町長

飯南町スマート農業導入支援事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった飯南町スマート農業導入支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

交付決定額　　金　　　　　　　　　　円

様式第３号（第７条関係）

飯南町スマート農業導入支援事業費補助金変更交付申請書

年　月　日

飯南町長　　　　　様

（申請者）
住　所
法人名
氏名・代表者名

年　月　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった、飯南町スマート農業導入支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

１．変更交付申請額　　　金　　　　　　　　　　円

２．変更の内容及び理由

３．添付書類
(1)国又は県が実施する補助金・交付金の変更交付決定通知書の写し
(2)見積書又は金額の根拠が分かるもの
(3)その他必要と認める書類

様式第４号（第７条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

飯南町長

飯南町スマート農業導入支援事業費補助金変更交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった飯南町スマート農業導入支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

１．変更交付決定額　　金　　　　　　　　　円

２．変更の理由

様式第５号（第８条関係）

飯南町スマート農業導入支援事業費補助金実績報告書

年　月　日

飯南町長　　　　　様

（申請者）
住　所
法人名
氏名・代表者名

年　月　日付け　第　号で交付決定通知のあった、飯南町スマート農業導入支援事業費補助金について、　年　月　日付けで完了しましたので、同補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1．補助金実績額

2．添付書類
(1)国又は県が実施する補助金・交付金の実績報告書の写し
(2)財産管理台帳の写し
(3)その他必要と認める書類

様式第６号（第９条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

飯南町長

飯南町スマート農業導入支援事業費補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった飯南町スマート農業導入支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり確定したので、通知します。

記

交付確定額　　金　　　　　　　　　　円

様式第７号（第10条関係）

飯南町スマート農業導入支援事業費補助金請求書

年　月　日

飯南町長　　　　様

（申請者）
住　所
法人名
氏名・代表者名

　年　月　日付け　第　号で交付確定通知のあった飯南町スマート農業導入支援事業費補助金について、　年　月　日付けで完了しましたので、同補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1．請求額　　金　　　　　　円

2．振込先

金融機関名	銀行・農協　　本店・支店・支所 信金・（　）　　出張所・（　）
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

3．添付書類
補助金振込口座の写し

様式第 8 号（第 12 条関係）

財 産 管 理 台 帳

補助対象者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業実施年度	年度	事業名	スマート農業支援事業
事業種目			

事業内容（導入機械等名）	形式・規模・能力・馬力等	数量	設置場所

経費の負担区分	
事業費（消費税を除いた購入費）	円
国又は県補助金	円
町補助金	円
自己負担	円

事業実施期間	
着手年月日	完了年月日
年　月　日	年　月　日

処分制限期間		処分の状況	
耐用年数	処分期限年月日	承認年月日	処分の内容
年	年　月　日	年　月　日	
備　考			

注1）「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。
2）「処分の内容」の欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
3）「備考」の欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称又は補助金返還額を記入すること。
4）この様式により難い場合は、処分制限期間欄及び状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。